平成２２年（フ）第１５２号
群馬県高崎市飯塚町744番地
債務者　金谷美恵子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５３号
群馬県甘楽郡甘楽町大字天引641番地１
債務者　岡田　　功
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９４号
埼玉県飯能市仲町27―20　コンドウ交栄ビル401号室、住民票上の住所埼玉県飯能市大字赤沢953番地６
債務者　北川とも子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０３号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地６―403
債務者　佐藤　栄治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０４号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地６―403
債務者　佐藤　澄子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４号
千葉県旭市東足洗761番地７
債務者　橋本佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
岐阜県瑞浪市日吉町7540番地の154
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６８号
岐阜県多治見市滝呂町９丁目３番地　雇用促進住宅２―301
債務者　福榮　智美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７２号
岐阜県恵那市武並町竹折851番地１　伸晃ハイツ10号
債務者　熊谷ちはや
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８２号
岐阜県多治見市太平町６丁目72番地　クレールメゾン103
債務者　本多　千鶴（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８４号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の242
債務者　纐纈　裕美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８５号
岐阜県多治見市明和町４丁目５番地の574　レジデンス明和Ａ―105
債務者　林　　美和
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８７号
岐阜県土岐市泉町久尻1451番地の７
債務者　水野　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０６号
静岡県伊東市宇佐美2640番地の１　フェンネル伊東102号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
愛知県小牧市大字間々原新田1039番地２　メゾン・ド・ヒルズ201号、申立時の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田349番地　201号
債務者　杉浦　由祐
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９号
三重県松阪市中央町598番地１
債務者　刀根　育子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３０９号
大阪市西淀川区佃５丁目４番10号
債務者　城山　光男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部